

石 金 道

ISHIZUCHI



キャニオニング(滑床溪谷)
—松野町提供—

CONTENTS

平成23年度決算の概要	2
年金制度改革について／他	9
平成23年度医療費の状況	10
被扶養者の資格調査を実施します	12
普通貸付・物資供給事業が便利です	14
団体信用生命保険事業中途加入のご案内／他	15
ライフプランセミナー (50歳代のライフプラン)を開催します	16
特定健康診査・特定保健指導について	16
組合員証をカード化します	17
節電の夏をのりきる健康管理と対策	17
平成24年度退職予定者相談会を開催します／他	18
えひめ共済会館からのお知らせ ～四季の伊予路プランのご案内～	19

平成23年度 決算の 概要



平成23年度の決算が、6月1日に開催された第181回組合会で承認されました。
各経理の決算概要は次のとおりです。

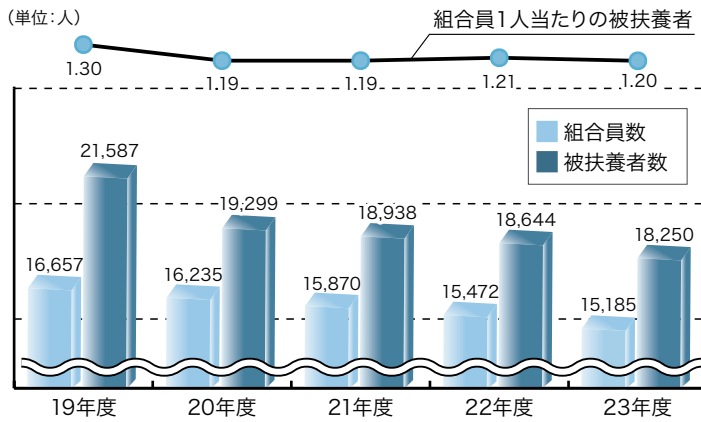
経理別収支決算一覧表

(単位：千円)

区分	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)
短期経理	10,386,188 706,183	10,441,136 702,978	△ 54,948 3,205
長期経理	21,654,398	21,654,398	0
預託金管理経理	216,431	216,431	0
業務経理	257,400	249,370	8,030
保健経理	431,155	272,581	158,574
宿泊経理	155,171	156,837	△ 1,666
貯金経理	855,525	580,298	275,227
貸付経理	258,629	251,082	7,547
物資経理	21,016	22,473	△ 1,457

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。

組合員数と被扶養者数の推移 (任意継続組合員を除く。)



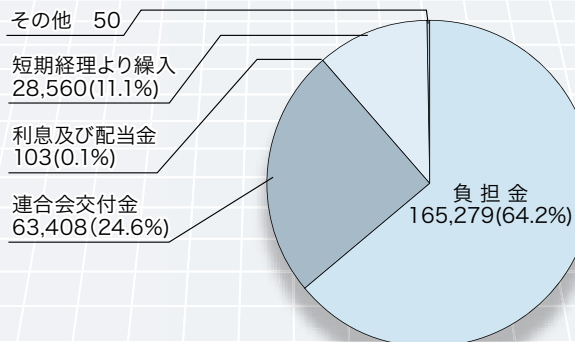
この経理は、短期給付及び長期給付事業の事務に要する費用等を賄う経理です。
23年度の収入総額は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）からの交付金など2億5740万円となりました。
一方、支出総額は、事務費、委託費など諸経費の節減に努めた結果、2億4940万円となりました。
収支決算の結果、800万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。



業務経理

収入 257,400

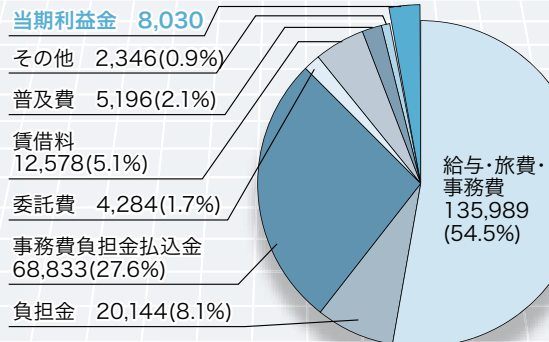
(単位：千円)



()内は収入に占める割合

支出 249,370

(単位：千円)



()内は支出に占める割合

短期経理

【短期給付関係】

23年度は、財源率を前年度より4・4%引き上げた97・44%とし、6年連続で全国連合会の財政調整事業・特別財政調整事業の適用を受けて運営しました。

収入総額は、短期掛金・負担金、全国連合会からの交付金など、103億8620万円で、前年度と比べ3550万円の増加となりました。

一方、支出総額は、法定給付・附加給付など、104億4110万円で、前年度と比べ1億6760万円の増加となりました。

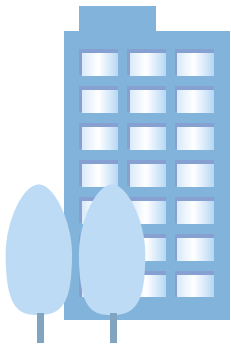
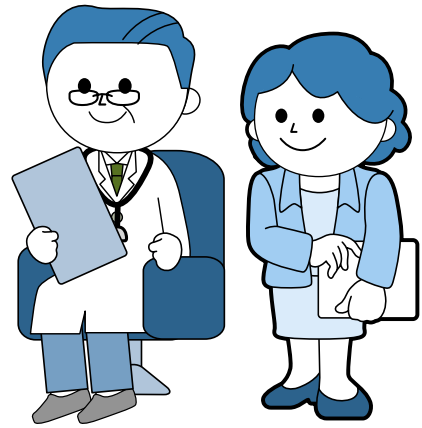
また、高齢者医療制度に係る拠出金等は、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金など、43億2650万円（対前年度比1億8000万円増）となり、支出額の47%を占め、依然として短期経理の財政を圧迫しています。

収支決算の結果、5490万円の当期損失金を計上しましたが、前年

度から繰り越した欠損金補てん積立金の一部を取り崩して補てんしました。

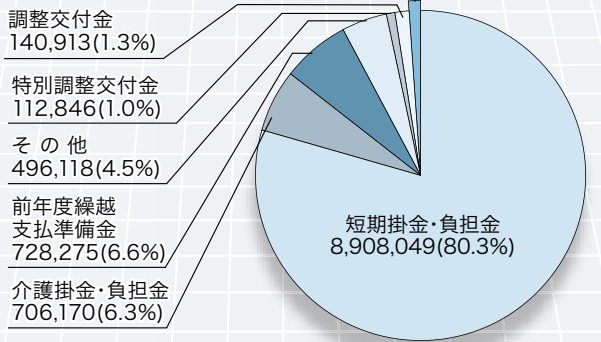
【介護保険関係】

23年度は、財源率を前年度より0・4%引き上げた10・72%とし運営した結果、320万円の当期介護利益金を計上しましたので、前年度から繰り越した介護繰越欠損金に充当し、なお生じる利益金40万円は介護積立金として積立て、翌年度へ繰り越しました。



収入 11,092,371 (単位:千円)

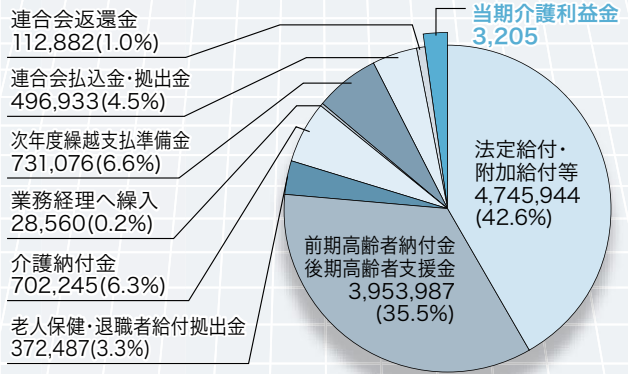
当期短期損失金 54,948



()内は収入に占める割合

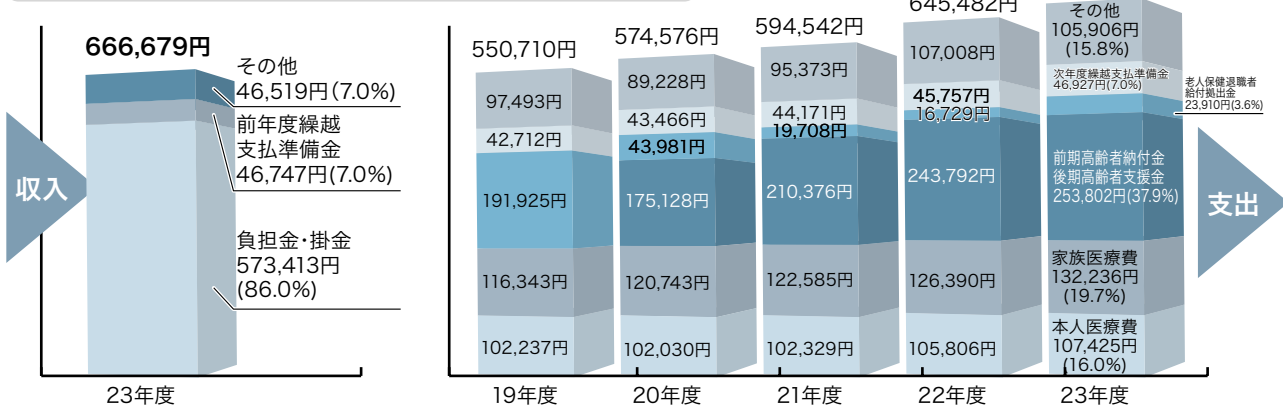
支出 11,144,114 (単位:千円)

当期介護利益金 3,205



()内は支出に占める割合

組合員1人当たりの収入・支出(介護保険を除く。)内訳



貸付経理



この経理は、年金原資である積立金を預託金管理経理から借り入れて、組合員の皆さまに資金の貸付けを行う経理です。

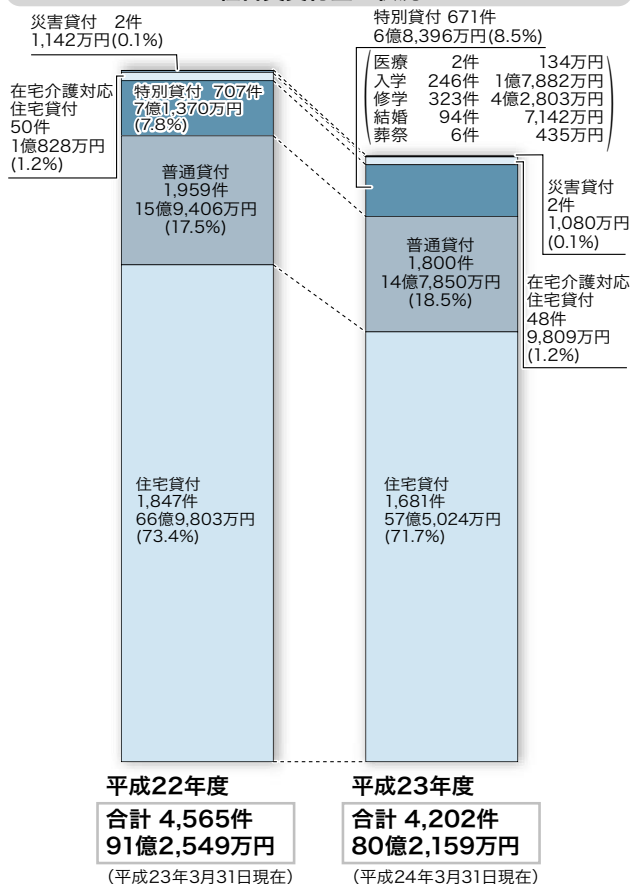
収入総額は、組合員貸付金利息2億2720万円などの2億5860万円となりました。

一方、支出総額は、支払利息1億9720万円などの2億5110万円となりました。

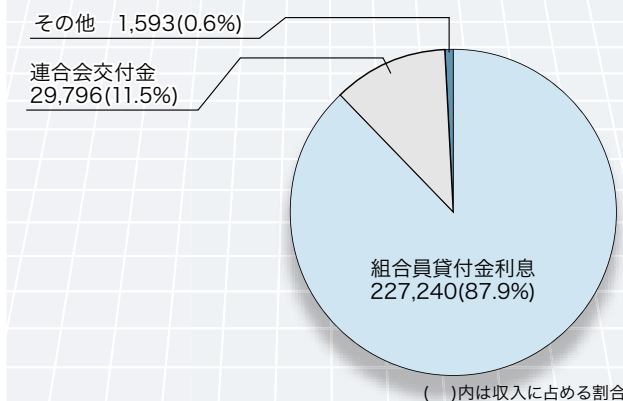
収支決算の結果、750万円の当期利益金を計上しましたので、全額を欠損金補てん積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

なお、新規の貸付は前年度に比べ、件数で約20件、金額で1億円減少し、また、年度末の組合員貸付金は、前年度に比べ11億390万円減の80億2160万円と減少傾向が続いています。

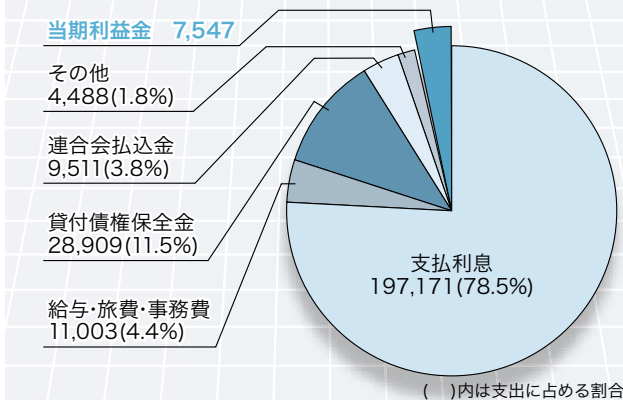
組合員貸付金の状況



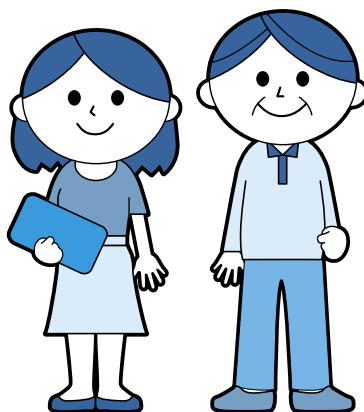
収入 258,629 (単位:千円)



支出 251,082 (単位:千円)



預託金管理経理



この経理は、全国連合会から年金積立金の一部の預託を受けて、管理・運用を行う経理です。

23年度の収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など2億1640万円、全額を全国連合会へ払い込むこととなります。

また、資金運用に関する情報の透明性を図るため、本年7月から本組合のホームページで運用状況を公開しております。

平成23年度決算概要

保健経理



この経理は、人間ドックの利用助成等、組合員及びその被扶養者の健康の保持・増進事業と特定健康診査及び特定保健指導を行う経理です。

23年度の収入総額は、掛金・負担金及び全国連合会からの交付金など、4億3120万円でした。

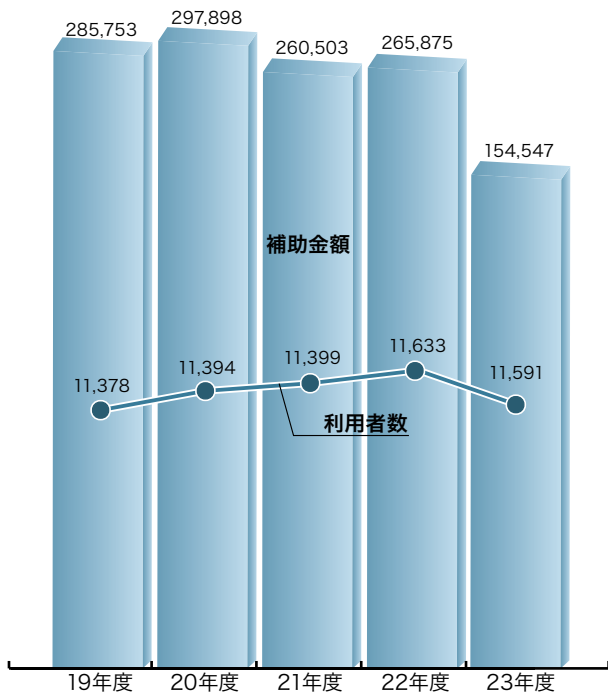
今年度は人間ドック等に係る利用助成額を引き下げたことから厚生費が大幅に減少し、支出総額は、前年度より1億6970万円減の2億7260万円となりました。

収支決算の結果、1億5860万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

実施から4年経過した特定健康診査及び特定保健指導に要した費用は、前年度より30万円増の1840万円でした。

人間ドック・脳ドック利用者数及び補助金額の推移

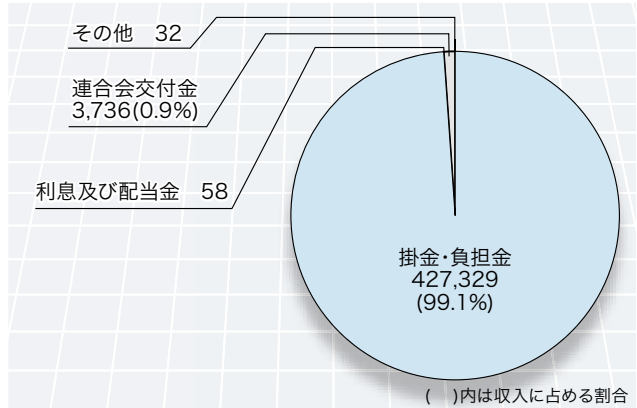
(単位：人、千円)



(備考) 平成23年度は、人間ドック等利用助成金を24,000円から14,000円に引き下げた。

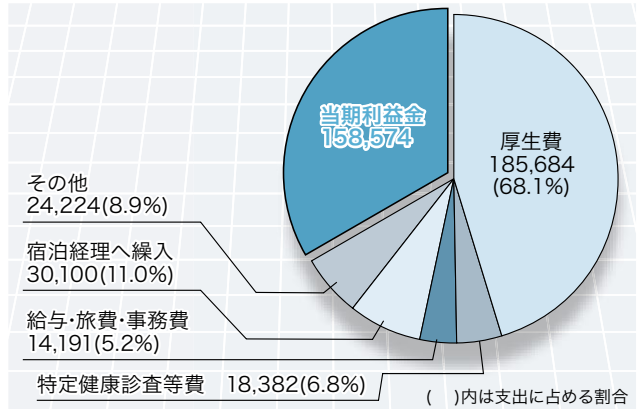
収入 431,155

(単位：千円)



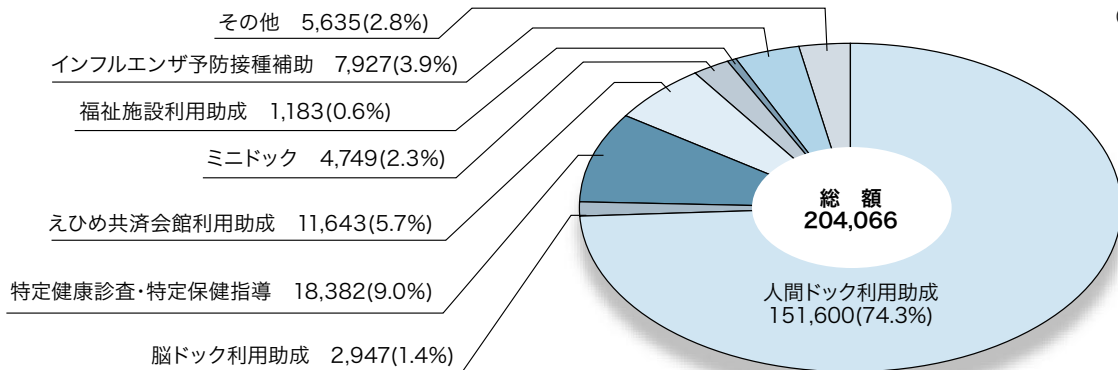
支出 272,581

(単位：千円)



事業実施状況

(単位：千円)



宿泊経理

この経理は「えひめ共済会館」の経営を行う経理です。



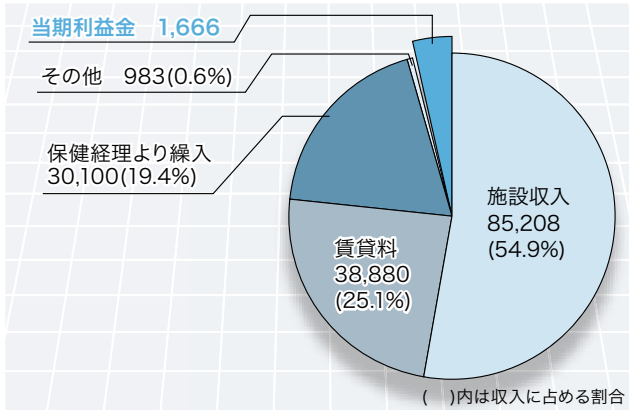
収入総額は、施設収入8520万円及び保健経理からの繰入金3010万円など1億5520万円でした。

一方、支出総額は、1億5680万円となりました。

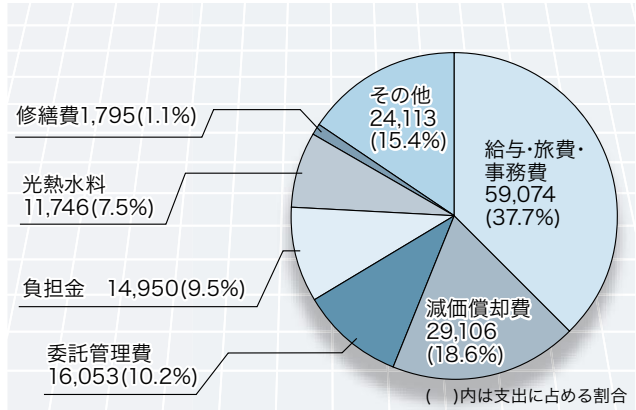
収支決算の結果、160万円の当期損失金を計上しましたが、前年度から繰り越した欠損金補てん積立金の一部を取り崩して補てんしました。今年度も6～8月の間に「ビアパーティ」を開催するほか、新商品として、お得な1泊2食付きの「四季の伊予路プラン」など各種ご用意しております。（詳細は19P・20Pをご覧ください。）

より一層、安全・安心で快適な施設運営を心がけてまいりますので、引き続き宿泊・宴会・会議等のご利用をお願いいたします。

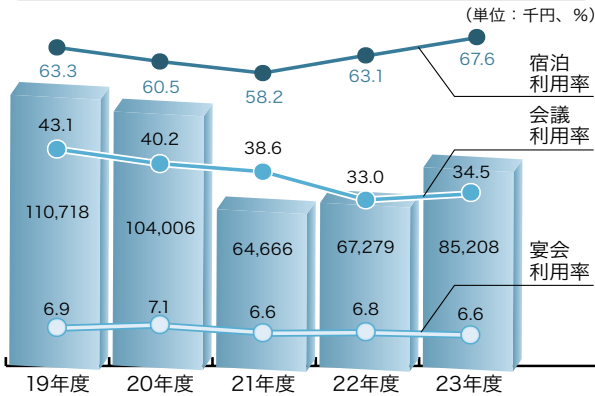
収入 155,171 (単位:千円)



支出 156,837 (単位:千円)



えひめ共済会館施設収入及び利用率の推移



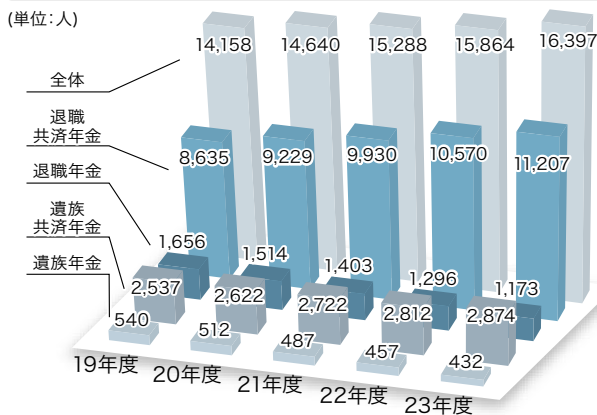
長期経理

この経理は、年金の原資となる長期掛金・負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理です。

23年度は、216億5440万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。

年金受給者数は、16397人（対前年度比533人増）となり、過去5年間で2239人の増加となっています。

年度別年金受給権者数の推移



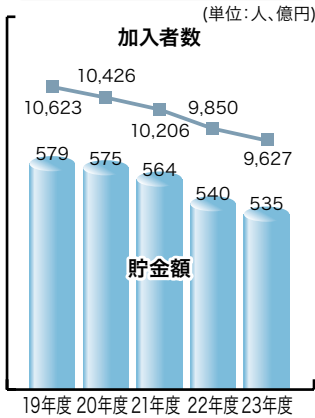
年金受給者数及び平均年金額

区分	受給者数	平均年金額
退職共済年金	11,207	1,370,684
遺族共済年金	2,874	1,352,128
退職年金	1,173	2,285,319
遺族年金	432	1,193,319

また、退職共済年金受給者の平均年金額は137万684円となっています。

平成23年度決算概要

組合員貯金額・加入者数の推移



この経理は、組合員の皆さまの生活設計に寄与することを目的とした貯金事業を行う経理です。

組合員数の減少により、貯金残高、貯金者数ともに前年度を下回る結果となりました。収入総額は、資金運用による利息及び配当金など8億5550万円、低金利の影響により前年度と比べ6230万円の減少となりました。

一方、支出総額は、支払利率を昨年度と同様の1・0%で運営した結果、支払利息5億2980万円など5億8030万円となりました。

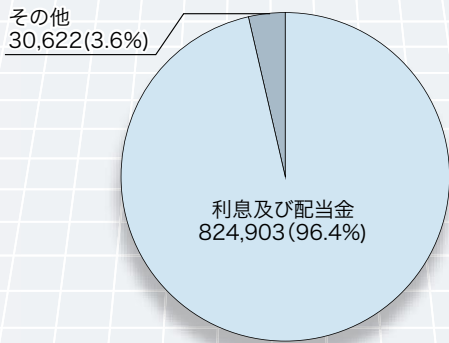
収支決算の結果、2億7520万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

組合員の加入率は61・93%、また、年度末の貯金額は534億6060万円となりました。

貯金経理

収入 855,525

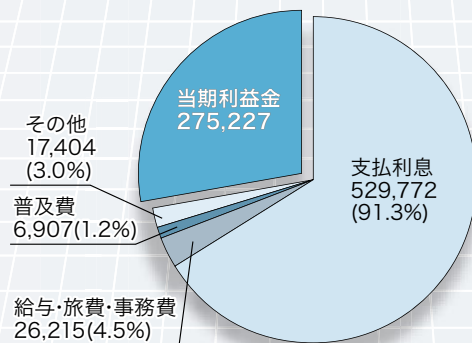
(単位:千円)



()内は収入に占める割合

支出 580,298

(単位:千円)



()内は支出に占める割合

物資供給事業販売状況

(単位:件、千円、%)

販売品目	件数	金額 (千円)	割合 (%)
自動車	164	223,358	95.8
自動二輪車	4	4,386	1.9
時計・貴金属	2	101	0.1
電気製品	1	850	0.3
その他	26	4,479	1.9
合計	197	233,174	100.0

この経理は、組合員の皆さまが、本組合の「指定店」で自動車や電気製品等の生活必需品を購入する際に、購入代金を本組合が一括して立替払いする事業を行う経理です。

収入総額は、指定店からの受取手数料など2100万円、支出総額は、預託金管理経理及び貯金経理からの借入金に対する支払利息や保険料など2250万円となりました。

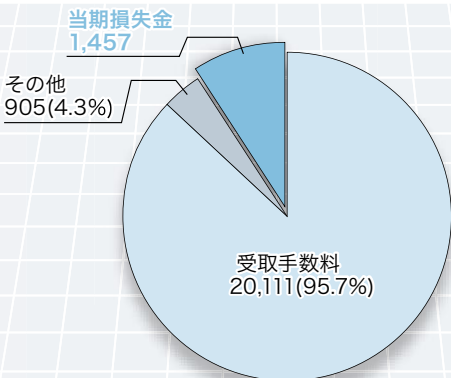
収支決算の結果、150万円の当期損失金を計上しましたが、前年度から繰り越した積立金の一部を取り崩して補てんしました。

物資の販売件数は、前年度より35件減の197件で、販売金額は、前年度より6620万円減の2億3320万円となりました。

物資経理

収入 21,016

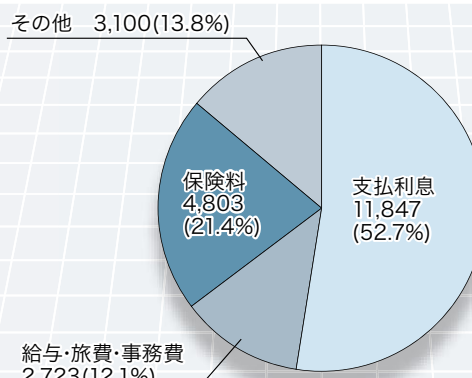
(単位:千円)



()内は収入に占める割合

支出 22,473

(単位:千円)



()内は支出に占める割合

第181回組合会において 「医療保険制度及び年金制度に関する決議」 が次のとおり採択されました。

医療保険制度及び年金制度等に関する決議

急速な少子高齢化と長引く社会経済情勢の低迷により、わが国の社会保障制度はかつてない厳しい財政状況に直面していることから、持続性のある医療、年金、介護と財政再建の両立を目指し、政府・与党社会保障改革本部は、医療保険制度や年金制度改革を行うための「社会保障制度と税の一体改革」の大綱を2月17日に閣議決定しております。

医療保険制度については、一昨年末に新たな高齢者医療制度に関する「最終とりまとめ」が示されておりますが、年々増大する高齢者の医療費は、各医療保険者の財政を圧迫し、本組合においても、平成19年度以降、高齢者医療制度に対する支援金、納付金等の負担総額は、短期経理の支出の40%以上を占めるに至っております。

このため、財源率引上げにより対処せざるを得ない状況ではありますが、厳しい財政運営を強いられている地方公共団体や給料等の減額改定がなされてきている組合員にとっては、大きな負担となっております。

一方、年金制度については、厚生年金と共済年金を統合することを柱とする被用者年金一元化法案が4月13日に閣議決定されました。

しかし、我々の公務員共済年金は、長い歴史と沿革の中で、職務の能率的運営に資するという公務員制度の一環として位置づけられてきたものでありますので、新しい制度の具体的な設計に当たっては、共済年金制度の特性を踏まえて検討される必要があります。

つきましては、共済組合制度の目的である組合員及びその被扶養者並びに年金受給者の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、地方公務員共済組合制度の根幹となる医療保険制度及び年金制度が将来にわたり健全に維持、運営されるよう、特に下記の事項について強く要望します。

記

1 医療保険制度関係

- (1) 高齢者医療制度への納付金、支援金等については、地方公共団体及び組合員の保険料に過度に依存することのないよう、国庫負担の拡充をいたうえて、公正公平な合理性のある負担の仕組みを構築すること。
- (2) 協会けんぽの財政問題を共済組合や他の被用者保険に転嫁することは、厳しい短期給付財政の悪化を更に招くこととなるので、その対応方法について見直しを行うこと。
- (3) 新たな高齢者医療制度は、医療保険制度全体に大きな影響を及ぼすものであることから、共済組合等関係保険者の意見を十分に踏まえ、将来に亘って持続可能で安定した運営の確保及びその理解と納得が得られる制度とすること。

2 年金制度関係

- (1) 被用者年金制度の一元化に当たっては、公務員の特殊性を踏まえて導入された共済年金の職域部分の経緯を尊重し、関係者の意見を十分聴取して、その理解と納得が得られるものとする。
- (2) 共済年金制度創設前の恩給制度、退職年金条例等に係る追加費用については、当然国等の責任で負担する費用であるので、恩給等との関係について論点整理し、今後もこれを維持継続すること。

3 事務組織関係

地方公務員共済組合については、公務員制度の一環として総合的社会保険制度を運営するうえで効率的な組織として構築されているので、今後も引き続き医療・年金・福祉の総合的な運営の確保が図られるよう、また、組合員や年金受給者に対するサービスの低下を招くことがないよう、現行の事務組織体制を堅持すること。

以上、決議する。

平成24年6月1日

年金制度改革について

政府は平成24年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定しました。その中の年金に関する部分について、概要をお知らせします。

なお、新たな人事院調査が公表されたことを踏まえ、共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金のあり方について、副総理の下に「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」が開催され検討が行われています。

主な一体改革大綱(年金部分)の概要

概 要	法案提出	実施時期
(1) 新しい年金制度の創設 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設	平成25年に法案提出	—
(2) 最低保障機能の強化 ①低所得者への加算 低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金額に対する一定の加算を行う。その際、保険料納付のインセンティブを阻害しないよう検討する。 ②障害基礎年金等への加算 老齢基礎年金の低所得者に対する加算との均衡を考慮し、障害者等の所得保障の観点から障害・遺族基礎年金についても、一定の加算を行う。 ③受給資格期間の短縮 無年金となっている者に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるようにし、また、将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、受給資格期間を、現在の25年から10年に短縮する。	平成24年通常国会に提出中	平成27年10月から実施
(3) 高所得者の年金給付の見直し 高所得者の老齢基礎年金について、その一部(国庫負担相当額まで)を調整する制度を創設する。	平成24年通常国会に提出中	平成27年10月から実施
(4) 物価スライド特例分の解消 かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、3年間で解消を図る。	平成24年通常国会に提出中	平成24年10月から0.9%減額 平成25年4月から0.8%減額 平成26年4月から0.8%減額
(5) 被用者年金一元化 被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化する。 公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等も踏まえて、官民均衡の観点から検討を進めるものとする。	平成24年通常国会に提出中	平成27年10月から実施
(6) 支給開始年齢引上げの検討 世界最高水準の長寿国である日本において、現在進行している支給開始年齢の引上げとの関係や高齢者雇用の進展の動向等に留意しつつ、中長期的課題として、支給開始年齢の在り方について検討する。	中長期的に検討	—

地方公務員共済組合連合会

本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成24年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

区 分	平成23年9月～平成24年8月
給 料 に 対 する 割 合※	9.91375
期 末 手 当 等 に 対 する 割 合	7.931



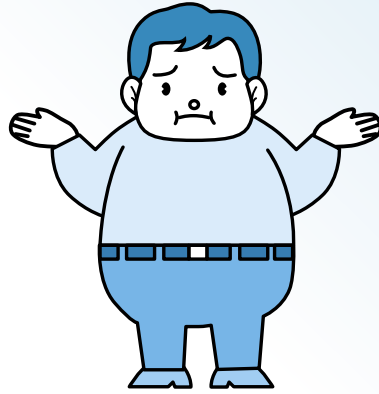
(単位：%)	
平成24年9月～平成25年8月	
給 料 に 対 する 割 合	10.13500(+0.22125)
期 末 手 当 等 に 対 する 割 合	8.108(+0.177)

※給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

※長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

医療費は引き続き増加傾向

1人当たり医療費及び医療費の3要素(受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費)の推移をしてみました。



■1人当たり医療費

(1人が1年間に使った平均医療費)

平成23年度の1人当たり医療費は、組合員が11万6340円、被扶養者が11万9824円となっています。前年度と比較して、組合員は1521円増加で3年連続の増加、被扶養者は6162円の大幅増で10年連続の増加となっています。

共済組合では、今年度も短期給付財政の安定化計画を策定し、がん検診等補助や人間ドック等利用助成による疾病予防の事業等を進めるとともに、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を積極的に実施しています。皆さんも生活習慣に気をつけ、各事業をご利用になり、早期発見・早期治療を心がけましょう。

【医療費の3要素】

■受診率

(1カ月100人当たりの受診件数)

平成23年度の受診率は、組合員が65・73%、被扶養者が71・75%となっています。5年間の推移をみると、組合員は横ばい傾向となっています。被扶養者は、平成22年度は前年度よりわずかに減少しましたが、増加傾向にあるといえます。

■1件当たり日数

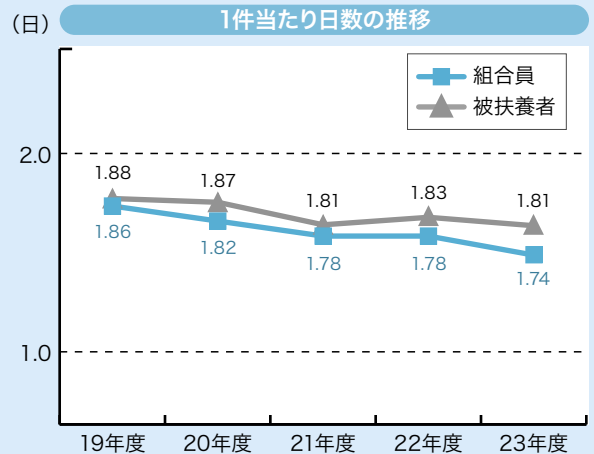
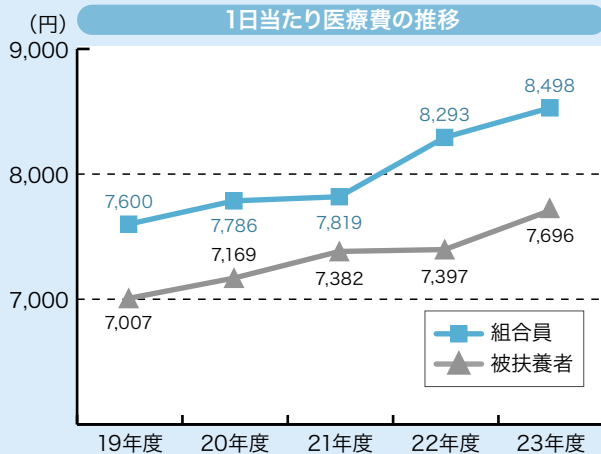
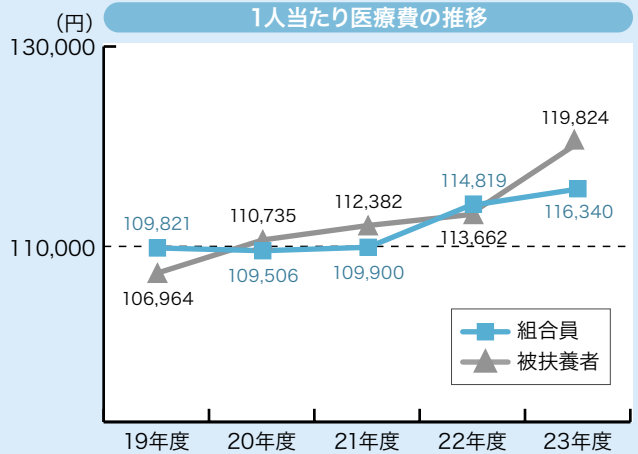
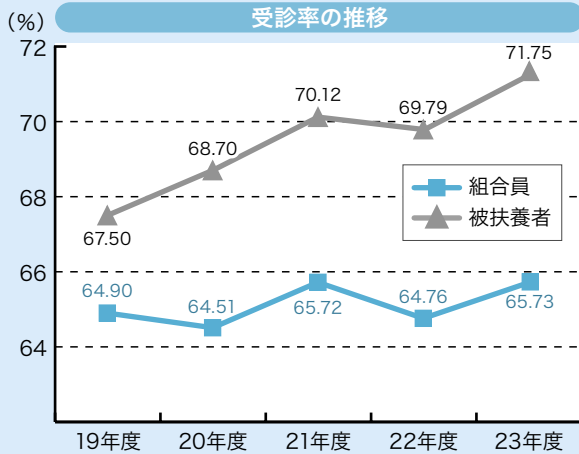
(一つの医療機関で1カ月に受診した平均日数)

平成23年度の1件当たり日数は、組合員が1・74日、被扶養者が1・81日となっています。前年度と比較して、組合員は0・04日、被扶養者は0・02日減少しており、薬剤投与期間の長期化や療養病床の再編成などの影響から、引き続き減少傾向にあるものと考えられます。

■1日当たり医療費

(1日にかかった平均医療費)

平成23年度の1日当たり医療費は、組合員が8498円、被扶養者が7696円となっています。医療の高度化や薬剤投与期間の長期化などの影響から、組合員・被扶養者ともに増加傾向にあり、前年度と比較して、組合員は205円の増加、被扶養者は299円の増加となっています。



平成
23年度

病類別医療費

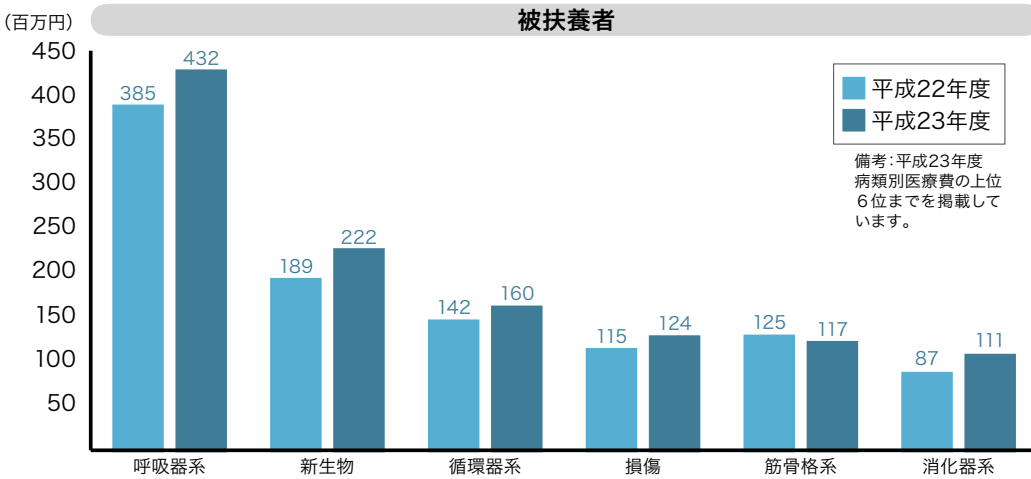
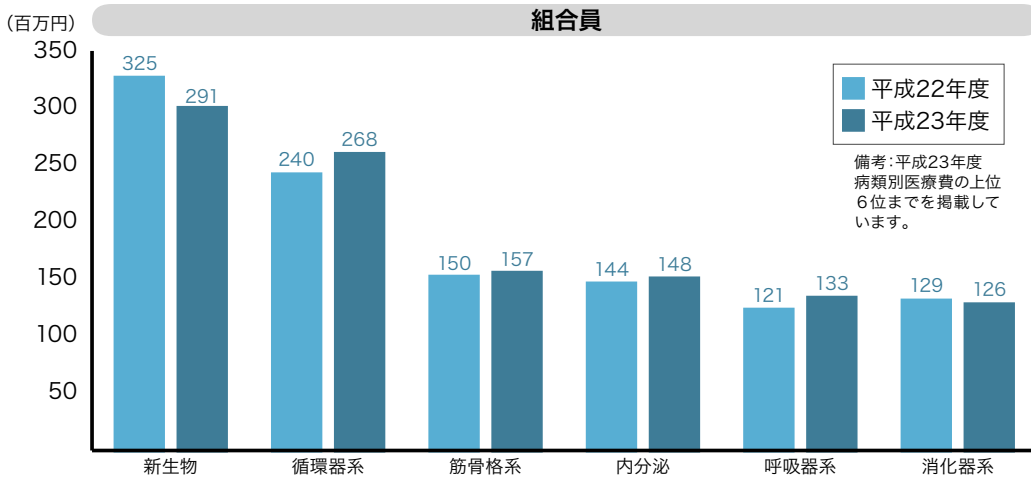
被扶養者の呼吸器系の医療費が大幅増

平成23年度における組合員の病類別医療費(割合)は、1位 新生物2億9100万円(14.8%)、2位 循環器系2億6800万円(13.6%)、3位 筋骨格系1億5700万円(8.0%)となっています。

平成22年度に5100万円の大増となった新生物は、前年度と比較して3400万円の減少となりましたが、2位の循環器系が2800万円増加しています。

被扶養者については、1位 呼吸器系4億3200万円(18.6%)、2位 新生物2億2200万円(9.6%)、3位 循環器系1億6000万円(6.9%)となっています。

前年度と比較して上位6位までの医療費のほとんどが前年度から増加しており、特に1位の呼吸器系は4700万円の大幅な増加となっています。



病類別の主な疾患・症状

損傷、中毒

頭蓋骨骨折、胸骨骨折、頭蓋内損傷、脳振とう、熱傷、腐食、薬剤及び生物学的製剤による中毒、日射病、凍瘡、外傷性ショック

内分泌

糖尿病、低血糖症、肥満症、甲状腺腫、バセドウ病、橋本病、末端肥大症

消化器系

胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎、慢性肝炎、肝硬変、肝不全、胆石症、膵炎

循環器系

高血圧、狭心症、心筋梗塞、心不全、脳梗塞、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈硬化症

筋骨格系

腰痛症、坐骨神経痛、肩関節周囲炎、骨粗鬆症、慢性関節リウマチ、多発性関節症、脊椎症

呼吸器系

急性鼻咽頭炎(かぜ)、アレルギー性鼻炎、肺炎、気管支炎、喘息、花粉症、急性呼吸不全

新生物

胃癌、大腸癌、直腸癌、肝癌、肺癌、乳癌、白血病、良性新生物

被扶養者の資格調査

を実施します！

組合員の被扶養者となつていらっしゃる方が、現在も被扶養者としての要件を備えているかを確認するため、本年も7月に「被扶養者の資格調査」を実施します。この調査は、適正な被扶養者の認定を行っていく上で重要な調査となりますので、被扶養者のおられる組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

〈調査対象者〉

被扶養者全員を対象に行います。ただし、次の①又は②に該当する被扶養者は調査対象から除きます。

- ① 平成24年4月以降に認定された者
- ② 平成24年3月以降に更新手続をした者

〈調査方法〉

所属所の共済事務担当課(係)を経由して調査を行います。該当する組合員の方は、表1の書類を、共済事務担当課(係)へ提出してください。

なお、扶養手当が支給されている被扶養者については、所属所において確認が行われますので、書類を提出する必要はありません。

〈提出期限〉

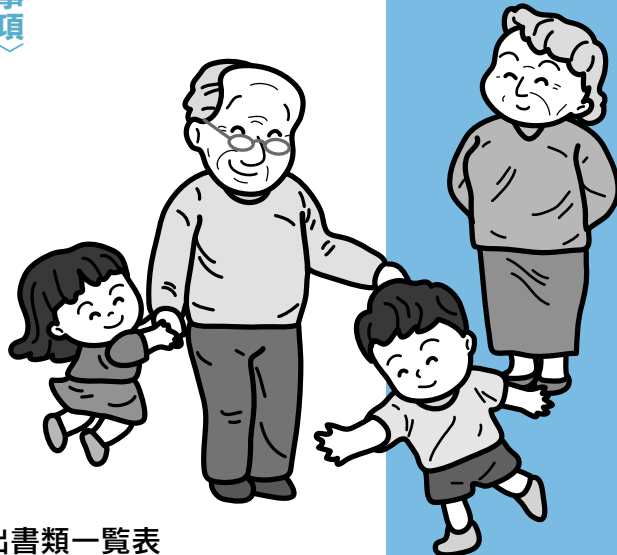
所属所が定める期日までに共済事務担当課(係)に提出してください。

〈注意事項〉

扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、要件を欠いた日に遡って認定を取り消すこととなりますので、速やかに取消手続をお願いします。

なお、取消日以降に医療機関等を受診されていた場合は、医療費等について返還していただくこととなります。

詳細については、共済事務担当課(係)又は共済組合総務係(TEL089-945-6315)へお問い合わせください。



(表1)

被扶養者資格調査提出書類一覧表

区 分	提 出 書 類
① 学生	○ 在学証明書(平成24年4月1日以降に交付された在学証明書)
② 病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者	○ 障害者手帳の写、又は診断書(就労に制限を受ける旨の内容記載のもの)
③ 年金・恩給受給者(所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。)	○ 平成24年度年金改定通知書の写(紛失等により提出できない場合又は24年度において改定がない場合は、24年6月分の送金通知書の写)
④ 給与収入のある者	○ 平成23年分源泉徴収票又は給与支給証明書の写
⑤ 事業収入等(農業・商業・不動産・その他)のある者	○ 平成23年分確定申告書(控)の写及び経費内訳書 ○ 事業収入申立書
⑥ 三親等内の親族のうち同居を要件とする者	○ 住民票 ○ ①～⑤の区分に該当する場合は、それぞれの提出書類
⑦ 継続認定(就職活動中)の者	○ 被扶養者申告書、扶養事実の申立書 ○ 組合員証(遠隔地被扶養者証) ○ 平成24年度(平成23年分)の所得証明書(更新時) ○ 求職活動状況申立書(更新時)
⑧ 被扶養者の要件を備えていない者(取消手続の必要な者)	○ 被扶養者申告書 ○ 認定要件を欠いた年月日の確認できるもの ○ 組合員証(遠隔地被扶養者証)

(注) 1 上記の区分において、複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要となります。
2 給与条例による扶養手当が支給されている場合は、書類を提出する必要はありません。

被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受けるためには、**主として組合員の収入により生計を維持していること**、また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

〈被扶養者の範囲〉

「三親等内の親族」であることが要件となります。なお、配偶者、子、父母、孫、祖父母、弟妹以外の親族については、同居が要件となります。

〈収入について〉

扶養認定における「収入(表2)」とは、所得税法上の「所得額」ではなく、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額をいいます。

- ◎ 給与収入は、給与所得控除及び各種社会保険料等控除前の収入総額となります。
- ◎ 事業収入は、その収入を得るために直接必要となった最小限の経費のみ控除することになります。(所得税法上の所得額とは異なる場合があります。)
- ◎ 年金収入は、所得税法上、非課税所得とされている遺族年金、障害年金も収入に含まれます。

〈被扶養者の認定の取扱い〉

18歳以上60歳未満の者の場合

18歳以上60歳未満の者については、通常、稼働能力を有しており、次の者を除いては、組合員の収入によることなく生計を維持することが可能であると考えられます。

- 扶養手当の支給対象者
- 学生(定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除く。)
- 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

「収入がない」又は、「アルバイト等の収入はあるが、認定基準額未満である」などの状況にある場合は、収入状況だけの判断ではなく、次の要件を具体的に調査確認したうえで、認定の可否を判定します。

- ① 就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況
- ② 組合員が扶養しなければならない理由
- ③ 組合員がその者を経済的に扶養している事実

父母の場合

父母については、次に該当する場合、被扶養者の認定を受けることができません。

① 夫婦の扶助義務

夫婦の相互扶助義務(民法第752条)の観点から、夫婦(父母)の一方の収入が認定基準額未満の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額により夫婦(父母)が、社会通念上、生活維持ができると考えられる場合

② 経済的援助

組合員と別居している父母を認定する場合において、組合員の父母に対する経済的援助額(仕送り額)が、父母の収入の総額(仕送り額を含む)の3分の1を下回る場合

(表2) 被扶養者認定の収入基準額表

区 分	基 準 額	
公的年金等を受給している方 ※国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、農業者年金など(遺族年金・障害年金を含みます。)	60歳以上の方	年額 180万円
	障害年金を受給している方	
	その他	年額 130万円 月額 (108,334円)
上記以外の収入がある方		
雇用保険(失業給付)を受給している方	日額 3,612円	

※収入が基準額以上となる場合は、被扶養者の認定が受けられません。



ローンで自動車、バイク、家電製品等の購入をお考えの方におすすめ 普通貸付、物資供給事業が便利です

共済組合では、組合員の皆さまが自動車、バイク、家電製品等を購入する場合に必要な資金を貸し付ける制度として、普通貸付(貸付事業)、物資供給事業を行っています。

組合員限定のため比較的 low かつ有利な条件で借入れを受けることができるうえ、給与天引きによる返済となることから月々の返済にお手間を取らせません。一部又は全部の繰上償還も手数料なしで随時に受け付けていますので、余裕のあるときにまとめて返済して支払利息の大幅圧縮も可能です。

銀行等からの借入れをお考えの皆さま、共済組合の貸付事業又は物資供給事業のご活用を検討してみてください。

また、貸付事業では、普通貸付以外にも住宅貸付、特別貸付(修学・入学・結婚等)の制度をご用意しています。各制度内容につきましては、本誌面で随時ご紹介しているほか、詳細を共済組合ホームページに掲載しています。

なお、利用申込みにあたっては、所属所の共済事務担当課(係)までお申し出ください。

	貸付事業(普通貸付)	物資供給事業
貸付(立替)事由	自動車、家電製品等を購入するとき	指定店※から自動車、家電製品等を購入するとき ※指定店は4月号別冊「指定店名簿」又は共済組合HPでご確認ください。
利用限度額	給料月額×6ヵ月分(200万円を超えるときは200万円)	200万円
利率(変動)H24.7.1現在	年2.72%(債権保全に係る一部負担年0.06%を含む。)	年2.90%
償還(返済)方法	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※100万円以上のお申込みのときは賞与併用償還も可能です。	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※10万円を超えるお申込みのときは、ご利用額の半分を限度として賞与併用償還も可能です。
償還回数	申込額に応じて定められている回数(最長120回) ※共済組合ホームページ掲載の償還表でご確認ください。	60回を限度として利用者が決めた回数 (賞与償還分は月賦期間を限度として利用者が決めた回数)
繰上償還	未償還元金の全部又は特定回数分	毎月又は賞与償還分それぞれの未償還元金の全部又は特定回数分
締切日及び送金日	締切日：毎月5日/15日 送金日：15日/月末(組合員の口座へ送金) ※組合員が購入店に支払う。	締切日：毎月5日/20日 送金日：月末/翌月15日(購入店の口座へ送金) ※共済組合が購入店に立替えて支払う。
利用制限	他の金融機関等からの借入金及び共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など	共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など

計画的なご利用をお願いします

貸付事業・物資供給事業における貸付金・立替金の資金は、組合員の皆さまが将来受け取ることとなる年金の原資です。貸倒れ事故の発生は保険料の増大を招き、将来の制度利用者がそのしわ寄せを受けることとなりますので、無理なく組立てた余裕ある返済計画にしたがってのご利用をお願いします。

また、貸付審査にあたっては、申込内容等により、別途審査に必要と判断した書類の提出を求めることがありますのであらかじめご了承ください。

貸付事業を
ご利用の皆さまへ



団体信用生命保険事業 中途加入のご案内

団体信用生命保険事業は、共済組合の貸付金(普通・修学貸付を除く。)を借り受けている組合員が、万一死亡又は高度障害となった場合、保険金で債務を相殺することにより組合員とその家族の生活の安定を図ることを目的とする保険制度です。思い立ったときに、いつでも、ご加入いただけます。

■対象者

- 貸付申込時の健康状態が下記の告知事項に該当したため加入できなかった方で、その後状態が改善された方及びその他の理由により未加入の方
- 申込日の属する月の末日現在の貸付(普通・修学貸付を除く。)残高が50万円以上あり、満70歳未満の方

告知日現在、正常に就業し、かつ過去3年以内に次の病気で連続2週間以上の入院をしていないこと。

告知事項

狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症・ぜんそく・慢性気管支炎・胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・慢性すい臓炎・慢性肝炎・肝硬変・慢性腎炎・ネフローゼ・腎不全・がん・肉腫・白血病・腫瘍・ポリープ・糖尿病・リウマチ・膠原病

※脱退後の再加入はできません。

■保険金額

申込日の属する月の末日現在の貸付残高を10万円単位に切り上げた額

2年目からは、毎年9月末日の残高を保険金額とします。

■保険適用開始日

申込日(告知日)の属する月の翌々月1日

■特約保証料(保険料)

保険金額10万円につき月額20円(年額240円)

初回払込みは、加入者が指定する金融機関の口座から、1年分を申込日(告知日)の属する月の翌々月に引き落とし、2年目以降も毎年初回に引き落としした月と同月に引き落とされます。

(参考)貸付金残高3,973,818円の場合
400万円に切上げ
 $400万円 \div 10万円 \times 20円 = 800円$
 $800円 \times 12月 = 9,600円$ (年額保険料)

■加入手続

共済事務担当課(係)を経由して共済組合へお申込みください。

■その他

団信に加入される方は、併せて団信の付帯事業である「債務返済支援保険」についても加入できます。債務返済支援保険とは、借受人が償還期間中に病気又は傷害により休職になった場合等就業不能となったときに、最長3年間、毎月の返済金額を補填するもので、債務返済支援保険料(月額)は、平均返済月額(年間返済額 \div 12)1万円当たり99円です。

(参考)平均返済月額が20,000円の場合
 $20,000円 \div 10,000円 \times 99円 = 198円$
 $198円 \times 12月 = 2,376円$ (年額保険料)

物資指定店

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
追加	H24.4.4	高橋商会	今治市別宮町1丁目1-11	(0898) 22-0932	自動二輪車等

ボーナスの預入れ先に最適!
共済貯金 (年利1.0% 税引後0.8%)
共済貯金は、加入者の皆さまからお預かりした大切な資金を安全に第一に運用しており、現在約9,400人の組合員の方にご利用いただいています。ボーナスの預入れ先として是非ご活用ください。
預入れは、臨時増額貯金の専用振込用紙を使い、払込取扱金融機関の窓口から随時行うことができます。
なお、新規で臨時増額貯金や定例貯金の利用を希望される場合は、あわせて印鑑票などの提出が必要となります。ご利用の際は、所属所の共済事務担当課(係)までお申し出ください。

【このページについての問合わせ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

ライフプランセミナー (50歳代のライフプラン) 開催します

平均余命はますます伸びる傾向にあり、人生90年時代に迫る今、将来の目標や資金計画を明確にした長期的なライフプランを立てることが、今後の充実した生活につながります。

共済組合では、組合員の方への生きがい、健康、家庭経済設計等に係る情報の提供及び生涯を通じた生活設計づくりの支援のために、下記のとおりライフプランセミナーを(財)愛媛市町村職員互助会と共同で開催しますので、是非ご参加ください。

開催日	平成24年7月25日(水) …東予地区、中予地区(伊予市・東温市)
	平成24年7月26日(木) …中予地区(松山市)
	平成24年7月27日(金) …中予地区(久万高原町・松前町・砥部町)、南予地区
開催時間	10時30分～16時00分
対象者	50歳以上の組合員 ※定員を超える申込みがあった場合は、①退職予定者、②年齢の高い方、③受講層のない方を優先します。
日程等	日程表のとおり
開催場所	松山市三番町5丁目13-1 えひめ共済会館 4階「豊明」
定員	240名
申込方法	各所属所の共済事務担当課(係)へお早めにお申込みください。 ※既に所属所あてご案内しています。
その他	参加費用(昼食代含む。)は不要です。

日程表

時間	内容
10:30～10:35	開会あいさつ
10:35～10:40	オリエンテーション
10:40～10:50	〔ビデオ上映〕
10:50～12:00	〔講演〕 ライフプランとは あなたのライフプラン
13:00～13:50	一般財団法人 地域社会ライフプラン協会
14:00～15:00	〔講演〕 人生90年時代の経済設計
	野村證券株式会社
15:10～15:40	地方公務員共済組合制度について
15:40～16:00	互助会事業について

※一部事務組合は、それぞれ主たる事務所の所在する市町の区分に含めます。
※職務等の事情により該当地区の開催日に受講できない場合は、他の地区の開催日への申込みも可能です。

特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査とは

本年度中に40歳～74歳になる医療保険加入者全員を対象とした内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム、以下「メタボ」)に着目した健診です。メタボは内臓の周囲に脂肪が蓄積され、さらに血圧、血糖値が高い、血中の脂質が多い等の症状が2つ以上重なった状態で、心臓病や脳卒中等の重い生活習慣病に進む危険性がとても高いので、早い段階で改善することが大切です。

●**組合員**：職場の定期健康診査又は人間ドックの受診をもって特定健康診査を受診したものとします。

●**被扶養者**：対象となる方は、6月初旬に「受診券」を所属所経由で配付しています。(※本年4月1日現在で資格のない方・人間ドック利用者を除きます。)

案内文書及び受診券の注意事項をご確認の上、「受診券」と「組合員証」(保険証)を必ず持参し、契約実施機関で受診してください(無料)。
なお、受診券の有効期限は平成24年12月31日ですので、期限内の受診をお願いします。

特定保健指導とは

受診結果に基づいて、メタボのリスクがある「動機付け支援」の対象者、

リスクが高い「積極的支援」の対象者が選定され、支援対象者は、保健指導(面接・通信による生活習慣改善のための支援を受けること)になります。

●**組合員**：「動機付け支援」に判定された方には共済組合又は委託機関の保健師が所属所等にお伺いし、保健指導を行いますので、ご案内のあった方は、生活習慣の見直し及び生活習慣病の予防のため、是非、保健指導を受けてください。「積極的支援」に判定された方には共済組合から「特定保健指導利用券」を配付いたしますので、契約実施機関で保健指導を受けてください(無料)。

●**被扶養者**：対象となる方は、共済組合から「特定保健指導利用券」を配付いたしますので、契約実施機関で保健指導を受けてください(無料)。

特定健康診査・特定保健指導と保険料(短期掛金・負担金)との関係

特定健康診査・特定保健指導の利用率、メタボ該当者の減少率等が低い場合には、結果として医療保険者である本組合が拠出している後期高齢者支援金が増加し、組合員みなさんの保険料が上がることとなる可能性があります。なお、本年度が国に報告する第1期の最終年度となっております。

【このページについての問い合わせ先】 保健課厚生係 ☎089(945)6318

本年10月から

組合員証等をカード化します

共済組合では現在、紙の組合員証（保険証を原則として組合員世帯毎に交付していますが、本年10月から、プラスチック製カードの組合員証等を個人毎に交付することとして、現在準備を進めています。

◆カード化について

組合員証等（注）が紙からプラスチックになることで、耐久性に優れ、また銀行のキャッシュカードサイズですので、携帯する場合に便利になります。

（注）組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員証、船員組合員被扶養者証、任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証、高齢受給者証をいう。

◆個人単位での交付について

現在交付しております組合員証は、原則として組合員とその被扶養者の世帯毎に交付しておりますが、カード化後は、組合員には「組合員証」、被扶養者には「組合員被扶養者証」として1人に1枚交付することとなります。

組合員とその被扶養者が個人単位

で組合員証等を保持できることとなりますので、医療機関等受診時の利便性向上が図られ、また、組合員と離れて暮らす家族の方で別途組合員証が必要な場合でも、遠隔地被扶養者証の交付申請が不要となります。

◆ご注意いただきたいこと

カード化により利便性は向上しますが、紛失等の増加も予想されます。組合員証等は、医療機関で医療給付を受けるために使用するものですが、身分証明書として取り扱われる場合もある大切なものですので、特に低年齢の子どもさんの証の保管などには十分ご注意ください。お願いします。

※任意継続組合員の方の組合員証等につきましては、本年10月以降に順次切り替えることとしております。



Healthy advice

共済だより今月のヘルスケア check!

暑い夏をのりきるポイントをチェック!

□温度調整で、むだのない室内環境を!

冷房の温度設定は28度くらいが目安です。扇風機との併用で冷房効率をUP!濡れたタオルで手や顔を拭くだけでも効果があります。

□室内温度を上げない環境づくりを!

室内への強い日差しをさけるため、遮光カーテンやすだれを活用し、時々風通しを良くし、こまめに換気しましょう。また打ち水なども効果的です。

□移動や交通で工夫しよう

移動は自家用車を使わず、自転車や公共交通機関を利用すれば、燃料を節約できます。エレベーターはできるだけ使用はやめ、健康のため階段を使うことを心がけましょう。

□早寝、早起きの省エネ効果

夜ふかしをしなければ、照明や電化製品の使用が減り、健康にもこれが一番!

□熱中症を防ぐ、外出時の心がけ

日傘や帽子を着用し、日陰でこまめな休憩を取りましょう。また衣服は通気性、吸湿性、速乾性に優れたものを着用し、昼下がりの外出はできるだけ控えましょう。

汗を吸収する寝具などの工夫で快眠を!

夏の寝ぐるしい夜はつい睡眠不足になりがちです。適度な節電と工夫で快眠するために、暑い夏の寝具は麻や綿のシーツ、タオルケットなど吸湿性や通気性に優れたものをおすすめします。消費電力の少ない扇風機も風に長時間、直接あたると逆に汗が蒸発し、体がだるくなったり、冷えたりします。タイマーをセットし、風が体に直接あたらないように首振り設定にしましょう。

脱水症や熱中症を防ぐため、定期的に水分の補給を

脱水症や熱中症を防ぐには、水分の補給を心がけることがなにより大切です。静かに過ごしているときは麦茶や普通の水を、大量に汗をかいているときはスポーツドリンクが効果的。のどが渇いていなくても、定期的に水分補給をしましょう。就寝前と起床時にも十分な水分をとるようにしましょう。



この夏の電力不足に対応するため、企業や公的機関などでは、省エネや節電のために対応策を打ち出し始めています。節電を意識しすぎるあまり、私たちの健康を害することのないよう、無理のない節電を心がけましょう。

節電の夏をのりきる健康管理と対策

平成24年度

共済事業に関する 懇談会を開催します！

共済組合では、各共済事業の内容及び現況等を組合員の皆さまにご説明し、ご意見・ご要望を広く



お聞きするため、昨年度から「共済事業に関する懇談会」を開催しております。本年度は左表のとおり7月から9月にかけて、組合会議員の選挙区ごとに2か所ずつの県内6か所で開催を予定しておりますので、是非ご参加ください。

なお、日程等の詳細につきましては、決定次第、該当所属所の共済事務担当課(係)を通じてご案内いたします。

また、懇談会でのご意見・ご要望等につきましては、本紙及び本組合ホームページに掲載させていただきますとともに、各共済事業の発展・充実に図るための参考とさせていただきます。

開催年月日	開催場所 (選挙区)
7月 9日(月)	今治市(第1区)
7月10日(火)	西条市(第1区)
8月21日(火)	内子町(第2区)
8月22日(水)	伊予市(第2区)
9月 4日(火)	西予市(第3区)
9月 7日(金)	伊方町(第3区)

平成24年度 退職予定者相談会を開催します！

平成24年度に退職を予定されている方を対象に、退職後の医療保険・共済年金及び互助会の事業に係る相談会を左記日程表のとおり開催します。

退職時の手続や退職後の生活設計の参考に、是非ご参加ください。

参加希望の方は、各所属所の共済事務担当課(係)までお申出ください。

開催年月日	開催場所	対象範囲
8月22日(水)	西条市役所	西条市
9月26日(水)	八幡浜市役所	八幡浜市・伊方町
9月28日(金)	大洲市総合福祉センター	大洲市・内子町
10月 9日(火)	四国中央市役所	四国中央市
10月10日(水)	新居浜市役所 消防庁舎	新居浜市
10月24日(水)	今治市役所	今治市・上島町
10月29日(月)	宇和島市役所	松野町・鬼北町・愛南町・宇和島市
10月30日(火)		宇和島市
11月 7日(水)	えひめ共済会館	伊予市・東温市・松前町・砥部町・久万高原町
11月 9日(金)	西予市役所	西予市
平成25年 1月17日(木)~1月18日(金) 2月	松山市役所	松山市
	えひめ共済会館	全所属所

(注)一部事務組合等の組合員の皆さまは、原則として主たる事務所の所在する市町を対象とした相談会にご参加ください。

共済組合職員募集

当共済組合(事務局及びえひめ共済会館)に勤務する職員の採用試験を次のとおり実施します。

▼採用予定人数
若干名

▼受験資格

昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

学校教育法に規定する大学(修業年限4年以上のものに限る。)を卒業又は平成25年3月までに卒業見込みの者

▼第一次試験

平成24年8月11日(土)

▼採用試験申込書・実施要領の配付

平成24年7月2日から共済組合事務局(えひめ共済会館3階)で配付します。

郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号(A4サイズ))を同封してください。

▼受付期間等

平成24年7月2日~7月17日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分~午後5時15分

問い合わせ及び郵送先

〒790-8678

郵便事業(株)松山支店
私書箱第29号

愛媛県市町村職員共済組合 総務課
TEL 089-945-6315

四季の伊予路プラン

期間：平成24年6月1日～8月31日

夏の伊予路に

夏



いくぞなもし

愛媛県産の食材にこだわった夕食を是非ご堪能ください。

★1泊2食付★
お一人様

7,100円
(税込)

〈お品書き〉

- 冷菜……………地鶏胡麻サラダ夏野菜添え
- 造り……………季節の三種盛り(ハモの湯引き、
媛鯛松皮造り、カツオ)
- 吸物……………サザエつぼ吸
- 煮物……………伊予柑ジュレ素麺
- 洋皿……………伊予芋豚のアスパラステーキ
(香味ソース)
- 一人コンロ…スズキの朱夏ソース温野菜添え
- 御飯……………松前ちりめんの高菜寿司
(県内産あきたこまち使用)
- 果物……………タしほりの白いコーヒープリン



愛媛県産の食材

宿泊サポートプラン

学生のみなさんの

各種スポーツ大会や
文化活動の
各種イベントへの
参加を応援いたします。



★1泊2食付★
お一人様

5,000円
(税込)

☆夕食
(A、Bどちらか
1種類お選びください)



☆朝食(バイキング)

	室名	最大定員
5階	椿	8名
	桜	5名
	真珠	8名
9階	瀬戸	24名
	五色 米島	15名 9名

※10名様以上で、当会館の広間での宿泊利用とさせていただきます。
※夕食は1グループごとに1種類とさせていただきます。
※ご予約は1年前から承っております。



写真は9階「瀬戸」です。

3時間食べ飲み放題

18時~21時

お1人様 **3,500円**
(税込)

中高生2,500円 小学生1,100円
幼児(4~6歳) 500円

ご予約
承り中

【料理】
和・洋・中バイキング
約30種類

【飲物】
生ビール・焼酎・日本酒
チューハイ・ソフトドリンク

開催日のご案内

7月 5日(木)、6日(金)、7日(土)
11日(水)、12日(木)、13日(金)

8月 2日(木)、3日(金)
16日(木)、17日(金)、18日(土)
23日(木)、24日(金)

大変
お得な

ビアパーティー

ご案内

※その他ご予算に合わせた各種宴会料理をご用意させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

宿泊予約状況(6月14日現在) ■はビアパーティー開催日

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	●	●	▲	●	●	●	×	●	●	▲	●	●	●	×	○
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●	●	▲	●	●	●	●	●	●	×	×	×	●	●	●	●

● 余裕あり ▲ あと僅か × 満室

『四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン』 「四国旅劇場」

平成25年3月31日まで

どこに宿泊されても 1県目 お一人様 1泊2食付 7,500円(税込)

2県目 10%off 3県目 50%off 4県目 無料

巡れば巡るほどお得になる!!

詳しくはホームページをご覧ください。

ご予約はお電話にて
好評承り中!!

ご予約・お問い合わせは.....

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



キャニオニング(滑床溪谷)

表紙によせて

国立公園滑床溪谷は、宇和島市から松野町にまたがる溪谷です。ほぼ全域が花崗岩で形成されており、長年の侵食で岩肌が滑らかなため滑床と呼ばれています。溪谷には全長300m、落差80m、水流の波紋が雪の輪を描く雪輪の滝など様々な景勝地があります。また、本年4月から開催されている「えひめ南予いやし博2012」では、滑床溪谷で体験できる「キャニオニング」が注目を集めています。キャニオニングは、川の流れに乗って遊ぶヨーロッパ発祥のリパースポーツで、滑床溪谷では全国キャニオニングラッキング1位に選ばれた長さ40mの天然のウォータースライダーなど自然のアトラクションが楽しめます。

一組合の現況

(平成24年5月末現在)

◎所属所数.....	43
◎組合員数.....	15,022人
男.....	9,783人
女.....	5,239人
◎平均給料月額(短期).....	318,224円
◎被扶養者数.....	17,944人
(含任継.....)	内267人
◎任意継続組合員.....	363人
◎年金受給者数.....	16,395人